

令和5年 わかやま冬の交通安全運動推進要綱

1 目的

この運動は、年末にかけて交通事故が多発する傾向にあることから、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 運動期間 令和5年12月1日（金）から令和5年12月10日（日）までの10日間
- (2) 子ども安全の日 令和5年12月1日（金）

3 主催

和歌山県、交通事故をなくす県民運動推進協議会

4 推進機関及び団体（以下「推進機関等」という）

別表のとおり

5 運動重点

- (1) 飲酒運転の根絶
- (2) 歩行者の安全確保
- (3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

6 運動重点に関する主な推進項目

| | |
|--------------|---|
| (1) 飲酒運転の根絶 | |
| ア | 「和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例」等に基づく飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進等、地域、職域等における飲酒運転根絶に取り組むほか、交通事故被害者の声を反映した広報啓発活動等を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成 |
| イ | 運転開始時における酒気帯びの有無を確認するためのアルコール検知器の利用促進及び業務に使用する自動車の使用者等による確認義務等の遵守の徹底 |
| (2) 歩行者の安全確保 | |
| ア | 歩行者の安全確保 |
| (ア) | 横断歩行者事故の抑止を目的とした「サイン＋サンクス運動」の推進（歩行者に対し、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めることに加え、運転者に横断歩行者保護の意識を向上させるため、停止した運転者に対し、会釈などで感謝の気持ちを伝えることを促す呼び掛け） |
| (イ) | 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進 |
| (ウ) | 反射材用品の視認効果や使用方法の周知と自発的な着用の促進 |
| (エ) | 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号のあるところでは信号に従うことなどの基本的な交通ルールの周知徹底 |
| (オ) | 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）を踏まえた児童に対する交通安全教育等の推進 |
| (カ) | 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進 |
| (キ) | 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、 |

高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育の推進

(カ) 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

(ケ) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進

(コ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

イ 運転者の歩行者等への保護意識の向上

(ア) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け

(イ) 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底

(ウ) 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

(3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

(ア) 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号の施行（令和5年4月1日）により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされたことに基づき、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進

(イ) 改定された「自転車安全利用五則」（「自転車の安全利用の促進について」（令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）別添）を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発の徹底

イ 自転車の交通ルール遵守の徹底

(ア) 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底

(イ) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

(ウ) イヤホンやスマートフォン等使用、傘差し等の片手運転の危険性の周知と指導の徹底

(エ) 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、飲食店等関係事業者及び配達員に対する交通ルール遵守の呼びかけや自転車配達員に対する街頭における指導啓発等の推進

ウ 自転車利用者等の安全確保

(ア) 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

(イ) 自転車事故被害者の救済に資するため「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」に基づく損害賠償責任保険等への加入促進

7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々の命が失われ、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、前記5及び6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。その際、交通事故被害者等の視点に配意するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

- (1) 推進機関等は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 推進機関等は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れるものとする。さらに、運動重点に掲げる項目に関する施策や取組を行う場合は、本運動と連携して行うものとする。
- (3) 推進機関等は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。
- (4) 推進機関等は、所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通ルールを遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。
- (5) 県及び市町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行うものとする。その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、ICT(情報通信技術)の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。

ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消及び情報発信
 - (ウ) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
 - (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対し、福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
 - (オ) 地域が一体となった子供の見守り活動の充実

イ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動

- (ア) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供目線からの危険箇所の把握と解消

ウ 中学校、高等学校、大学等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 地域の交通安全啓発活動への参加促進

エ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消及び情報発信

オ 職域における活動

- (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (イ) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び危険性の周知
- (ウ) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
- (エ) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (オ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (カ) 自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- (キ) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加推進
- (ク) 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

8 効果評価の実施

推進機関等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

推進機関・団体

| | | |
|-------------------------------|----------------------|---------------------------|
| 和歌山県 | 市町村 | 和歌山県議会 |
| 和歌山県教育委員会 | 和歌山県公安委員会 | 和歌山県警察本部 |
| 近畿運輸局和歌山運輸支局 | 和歌山労働局 | 近畿地方整備局 |
| 和歌山県市長会 | 和歌山県市議会議長会 | 和歌山県町村会 |
| 和歌山県町村議會議長会 | 和歌山県市町村教育委員会連絡協議会 | 和歌山県高等学校長会 |
| 和歌山県中学校長会 | 和歌山県連合小学校長会 | 和歌山県公民館連絡協議会 |
| 和歌山県経営者協会 | 和歌山県青年団協議会 | 和歌山県P T A連合会 |
| 和歌山県高等学校 P T A連合会 | 和歌山県公立幼稚園・ こども園長会 | 和歌山県私立幼稚園協会 |
| 和歌山県交通安全協会 | 和歌山県トラック協会 | 和歌山県タクシー協会 |
| 和歌山県バス協会 | 和歌山県自動車整備振興会 | 和歌山県自動車販売 交通安全対策推進協議会 |
| 和歌山県自転車軽自動車 商業協同組合 | 西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社 | 南海電鉄グループ 和歌山事務所 |
| 有田鉄道株式会社 | 紀州鉄道株式会社 | 和歌山県建設業協会 |
| 和歌山県農協交通安全運動 推進協議会 | 和歌山砂利碎石 生産業協同組合 | 和歌山県保育連合会 |
| 和歌山県高速道路 交通安全協議会 | 和歌山県指定自動車 教習所協会 | 和歌山県交通安全母の会 連絡協議会 |
| 和歌山県交通指導員会 連絡協議会 | 和歌山青年会議所 | 和歌山バス株式会社 |
| 西日本高速道路株式会社 関西支社和歌山高速道路事務所 | 自動車事故対策機構 和歌山支所 | 自動車安全運転センター 和歌山県事務所 |
| 軽自動車検査協会 和歌山事務所 | 和歌山県軽自動車協会 | 和歌山県老人クラブ連合会 |
| 和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会 | 和歌山県石油協同組合 | 和歌山県地域交通安全活動 推進委員連絡協議会 |
| 和歌山県交通遺児を 励ます会 | 和歌山電鐵株式会社 | 日本自動車連盟和歌山支部 |